

高知県「災害時における人的被害情報の公表基準」(案)

1 公表基準の基本的な考え方

死者、行方不明者及び安否不明者の氏名公表の取扱いについては、全国知事会等を通じて全国統一的な公表基準の作成を国に求めているが、南海トラフ地震や台風・豪雨など大規模災害に備え、本県は、国に先行して、自然災害が発生したときにおける人的被害情報の暫定的な公表基準等を定める。

なお、この基準については、今後、運用を行う中で適宜見直しについて検討を重ねるものとする。

2 用語の定義

(1) 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。

(2) 行方不明者

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。

(3) 安否不明者

当該災害時に、家族等関係者が連絡をとれないなど所在不明であり、かつ警察や自治体等への届出、申出により、その事実が把握できた者とする。

3 人的被害の数の公表

死者、行方不明者等の人的被害の数については、県の災害対策本部が市町村や関係機関等からの情報を一元的に集約、調整を行い、県の「総合防災情報システム」を通じて公表する。

4 個人情報の公表の原則

(1) 死者、行方不明者及び安否不明者の氏名などの個人情報は、県や市町村の個人情報保護条例に基づき、原則的には、家族の同意があるときに、同意が得られた範囲の情報を県が公表する。

(2) 個人情報を非公表とする場合であっても、住所の「市町村名」、年齢の「何十代」、「性別」、「被災の状況」等、個人が特定されるおそれのない範囲で公表する。

5 個人情報の例外的公表

高知県個人情報保護条例第10条第1項第4号の「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」(以下、「例外規定」という。)に該当する場合は、個人情報を当該実施機関以外のものに提供できるとされている。

この例外規定に基づき、南海トラフ地震など大規模災害発生時における行方不明者及び安否不明者の個人情報については、捜索・救出活動や災害対策等の効率化、円滑化を図るといった公益上の理由があつて、かつ、緊急性が認められ、家族の同意を得るとまがない場合に限って、家族の同意がなくとも、必要最小限の範囲で公表する。

6 個人情報公表する場合の条件

氏名等の個人情報を公表する場合の条件として、「住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていない方」とする。

7 避難者情報の公表

大規模災害時等に避難所へ避難した者のうち、受付時に「安否問合せへの情報公表可」と意思表示した者の氏名等については、必要がある場合に公表するものとする。

8 公表内容

個人情報の公表は、

- ・ 氏名（漢字・フリガナ）
- ・ 住所（大字まで）
- ・ 年齢
- ・ 性別
- ・ 被災の状況

を限度に家族の同意を得られた範囲で行うものとする。

また、南海トラフ地震等の大規模災害時において、例外規定を適用して、家族の同意を得ずに個人情報を公表する場合も、上記に準じて必要最小限の範囲で行うものとする。

9 その他

- (1) 例外規定に該当する場合はどのような状況か、具体的な事例を挙げて、あらかじめ整理しておくよう努める。
- (2) 本基準は、市町村が独自の判断で公表することを妨げるものではない。
- (3) 今後、本基準を運用するうえでの手順を作成し、市町村や関係機関と共有する。

<参考>

1 個人情報の保護に関する法律（抄）

第1条（目的）

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第3条（基本理念）

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

第5条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（総務省ホームページより）

保護法（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律）は、内閣に置かれる機関や会計検査院を含む国のすべての行政機関を対象としています（第2条第1項）。

同じく行政主体であっても、地方公共団体については、保護法の対象機関ではありません。地域の特性に応じ、別途それぞれの条例によって、個人情報の取扱いに関する規律が定められることになっています。

3 高知県個人情報保護条例（抄）

第10条第1項（提供の制限）

実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 本人に提供するとき又は本人の同意があるとき。
- (2) ～ (3) (略)
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) の2～ (6) (略)
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。